

システム機器入れ替えに伴い

CLOSED **区立図書館休館します**

休館期間中は館内での資料閲覧、貸出、資料の予約受付などのサービスはご利用できません。返却は、各図書館の図書返却ポスト(ブックポスト)をご利用ください。また、休館期間中は区立図書館ホームページも停止します。

● **休館期間**

- ▷中央図書館・立石図書館
5月26日(火)～31日(日)
- ▷その他の図書館・男女平等推進センター図書資料室
5月25日(月)～6月1日(月)

● **区立図書館ホームページ停止期間**

5月25日(月)午後10時～6月1日(月)午前9時

【問い合わせ・担当課】 中央図書館 ☎3607-9201
かつしかエコライフプラザ(立石図書館併設)の営業について

休館期間中、かつしかエコライフプラザでは、日用不用品販売コーナー(ゆず屋)とリユース家具展示・販売コーナーのみ営業します。
 <営業時間>午前9時～午後5時(5月28日(木)はお休みです)

【問い合わせ・担当課】
 リサイクル清掃課 ☎5654-8273

光化学スモッグにご注意ください

【担当課】 環境課 ☎5654-8236

10月ごろまでの日差しが強く風の弱い日には、光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ注意報などが発令されたときは、外出や屋外での運動を控えてください。症状が出たと感じたら、下記へ連絡してください。

- ▷月～金曜日 保健予防課 ☎3602-1274
- ▷土・日曜日、祝日 東京都保健医療情報センター ☎5272-0303

東京都光化学スモッグ情報

▷東京都大気汚染情報テレホンサービス ☎5320-7800

▷東京都ホームページ

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/>

携帯電話・タブレット端末はこちらから→



東京都の注意報などの

メール配信登録

毎年度登録が必要です。

▷東京都ホームページ

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/regist.html>

携帯電話・タブレット端末はこちらから→



警報・重大緊急報が発令されたときには、防災行政無線、区ホームページなどでもお知らせします。

郷土と天文の博物館

コーナー

会場・申し込み・担当課

〒125-0063 白鳥3-25-1

郷土と天文の博物館

☎3838-1101

プラネタリウムコンサート

満天の星の下、ジャズの生演奏をお楽しみいただきます。

【日時】 6月5日(金)・6日(土)午後7時～8時30分

【対象】 小学生以上の方各日165人

【費用】 2,000円

【申込方法】

往復ハガキに「コンサート6月」、希望日(一つ)、代表者氏名・住所・電話番号、参加人数を書いて、5月22日(金)(必着)まで(多数抽選)。



紙芝居を見て演じて楽しもう!

紙芝居の作り方や演じ方の工夫を学び、紙芝居を楽しみます。見学だけの参加も可能です。

【日時】 6月6日(土)午後1時30分～4時【定員】 30人

【申込方法】 往復ハガキに「紙芝居」・住所・氏名・年齢・電話番号を書いて、5月29日(金)(必着)まで(多数抽選)。

昔の遊び 竹とんぼ作り

【日時】 5月23日(土)午前11時～午後4時。直接会場へ。【講師】 NPO法人葛飾アクティブ・COM

【費用】 200円(中学生以下は100円)



消費生活情報

くらしのまど

「無料点検」の誘い文句に気を付けましょう

排水管や浄水器の「無料点検」を口実に訪れる業者から、結果として高額な工事や商品購入の契約をさせられる被害が増えています。

【担当課】 消費生活センター

(立石5・27・1 ウィメンズホール内)

☎(5654)2311

事例1

● 排水管が割れている

「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料ならと思いついてもらったところ、排水管が割れている写真(偽の写真)を見せられ「工事が必要と言われたため、やむなく工事契約を結んだ。」

● その場で契約しない

点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると、次々と別の契約を迫られることがあります。怪しいと感じたときは、安易に業者を家に入れないようにしましょう。

● 「値引きする」と言われて

必要とされるので追加の工事が「値引きする」と言われて、さらに高額な工事を提示された。迷っていると「値引きするから」と迫られ、近隣に迷惑をかけたくないという思いもあり、つい契約してしまいました。

● 古くなった浄水器

「浄水器の点検が無料でできる」と業者から電話があった。せっかくだからと思いい、点検してもらったところ「さびだらけなので買い替えた方がよい」と、新しい浄水器の購入を勧められた。金額が高額だったので一度は断ったが「特別に値引きする」「古い浄水器は人体に悪い影響がある」と購入を迫られ、契約してしまいました。

● 契約後でも、クリーニング

オフなどで契約の取り消しができる場合があります。「何か変だなと感じたら、消費生活センターに相談してください。」

土曜日の消費生活電話相談

5月16日(土)

午前9時～午後4時30分

消費生活センター

☎(5654)2311